

よつかいどう市

四街道市商工会広報委員会

発行

四街道市鹿渡895-14
TEL.043(422)2037
FAX.043(423)6941
URL <https://yotsukaido.or.jp>

商工会

e-mail info@yotsukaido.or.jp

2024年144号

だより

よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>
千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業

TEL (422)2620(代) FAX (422)9069
東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年

令和6年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年もよろしくお願ひいたします。



令和6年1月1日、完全義務化スタート!!

電帳法

電子帳簿保存法

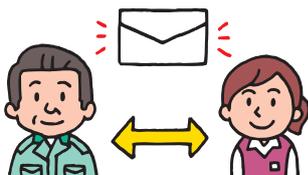
への対応を進めましょう!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。保存区分は以下の①②③です。

対象者 帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者(所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者)

1

電子取引データの保存



メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

2

電子帳簿等保存



パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

3

スキャナ保存



受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する。

詳しくは、2面をごらんください。



対象となるもの

自社でパソコンなどで作成した帳簿や書類

- ・帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、売上帳など)
- ・決算関係書類(損益計算書、貸借対照表など)
- ・見積書、納品書、請求書、領収書などの控え

対象となるもの

- ・相手から受け取った書類
- ・相手に交付した書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書など)

※タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存などの対応が必要